

### 第3回 熊本県行政文書等管理委員会の議事概要

- ・日 時 平成23年12月20日(火)
- ・会 場 県庁本館13階 展望会議室
- ・出席者 委員5名全員出席

「議事」

#### 1 委員会指示事項に係る検討について

##### (1) 行政文書の廃棄の仕組みと管理委員会からの意見聴取

【委員】 県の案は、廃棄に関しては、第一義的には県でチェックし、委員会が関与するという制度設計か。また、チャート(資料2-2) 3p 参照)にある事前チェックは、県庁内で行うということか。

→【事務局】 県が委員会への提出資料について審議しやすいよう工夫して整理を行い、委員会で審議いただきたい。また、事前チェックは、庁内でも議論したが、第三者と委員会の審議という二重チェックについては、理解を得られていない。事務局又は原課で整理に取り組むべきではないかということで、現在の案を提案している。

【会 長】 (第三者の代表として) 管理委員会を設置しているので、この委員会で処理できる範囲の仕組みをまず考えるべきではないかというのが、事務局の提案のようです。

→【事務局】 今回の基準表が、性質区分毎にどのようなものを残すかということを明らかにしており、それに沿ってまずは県の中できちんと整理して委員会にお見せしたい。

【委員】 毎年移管されてくるので、基準表に基づく場合でも研究していくことが大事。100年、200年残すと考えたとき、基準は経年で変化するため、この基準表で良いか、こういう行政文書ファイルで良いか(分類と編さん)を考えると専門家の目が大事。それには、県政情報文書課内に公文書館的な機能が必要であり、是非とも検討して欲しい。折角の素晴らしい方法が頓挫しそうでならない。

→【事務局】 歴史公文書を残すとなれば、公文書館を設置のうえ、研究者を配置し、保存したうえで閲覧に供するというのが理想の姿だと思うが、予算と人の問題もあるので、県全体で考えていかなければならない。

【委員】 第三者の目がもう少し当たるようなシステムを設け、県民に対し「県庁はこっそり文書を捨てはしない」というのがわかるような開かれた手続が必要。

【委員】 雑件のような3年以内の文書を対象外とすると、2/3は除外され、審議の負担は軽減されるが、それには、保存期間3年以内の文書に、大事な文書がないという前提が必要。

→【事務局】 経験的に文書の廃棄によって問題が生じたという事例はなく、3年以内の文書を廃棄することに大きな問題はないと思う。インターネットで県民に公表し、県民・研究者等から残すべきという意見があればそれを委員会に報告するなどいくつかのチェックをかけながら、限られた委員会の審議時間の中で、議論いただきたい。

【会 長】 一般的に、委員会の開催は1回3時間、年4回程度であり、その範囲内で処理可能な仕組みとしておかないと、来年から制度が機能しない。委員会で廃棄する文書だけを確認し合い、問題がない(明らかに歴史公文書に当たらない)文書だけを対象に処理し、疑義があるものは、一定期間かけて慎重にやっつけていけば、対象は徐々に減少していく。

【委員】早急に公文書館を造ることについて、この委員会でまとめ、提言していくというのはどうか。

【会 長】委員会として意見を申し述べることは可能。

それでは、事務局は、もう少し第三者が関与して、「県は勝手に捨ててはいない」と主張ができるような、目に見えるシステムを検討すること。

## (2) 「保存期間満了時の措置」設定の見直しについて

【委員】(移管の対象としない)性質区分の例示に、旅行に係る復命とあるが、川辺川ダム問題に関し旅行先で住民の方から要望される場合、この案で整理されると取扱いは廃棄とされてしまうのではないか。

→【事務局】現在、復命書は関連業務と併せて編さんされているので、その取扱いを検討し、川辺川ダム問題のような重要な政策事項(301)に該当する場合、一連文書としてファイリングし、確実に移管されるようにしたい。

【委員】キーワードで誤廃棄を予防する方法もある。ある県は、新聞に県政記事が大きく掲載された場合、そのキーワードを元に原課に対し、廃棄せずに移管しなさいと注意を促している。

【委員】面談等の際に職員が取っているメモの取扱いは。

→【事務局】供覧・復命するなど、組織的に共有する場合は、組織で管理することとなり行政文書となる。それ以外は個人のメモとして取り扱う。その取扱いを徹底したい。

【会 長】制度開始後1, 2年の間は、「疑義がある場合は捨てずに残すという原則」を作り、まずは相談窓口を作って支援するなどの対応が必要。

【委員】「疑わしきは残せ」と。

【会 長】それでは、保存期間満了時の措置設定の見直しについては、提案どおりご了解いただきました。

## 2 「条例委任事項を定める規則その他の規程について」

【会 長】どういう形で、この規則等の検討を行うつもりか。

→【事務局】国はガイドラインを作り、それを基に各省庁が規則を作っている。本県では、まずは、知事部局の案を審議のうえ、おおむねの方向について了解いただきたい。それを実施機関等に示したうえで策定させ、実施機関の規則案は、知事部局との違いを中心に説明し、了承いただくという流れで考えている。

【委員】電子ファイル・電子文書に関する記載が見あたらない。今後、詳細を見ると他にも課題が出てくる可能性がある。

【委員】県として気になる点を整理した資料を添えて、前回のように意見照会いただきたい。

→【事務局】今回は、規則案等について詳細に見ていただく時間がなかったかもしれないので、気づかれた点があれば随時、事務局へ提案いただきたい。

今回の提案は、国に準じて策定しており、内容については特段触れるべき点、特に取扱いを変更している点がなかったため、そのまま提案したが、今後整理を行う。

## 3 その他 次回の日程 2月16日(木)13:30～開催